

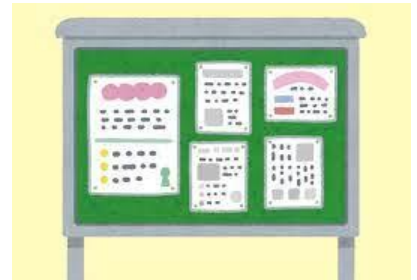


労働者代表選挙が始まります！ **労働者の立場に立ち、現場の声を 会社へきちんと届ける労働者代表を選出しよう！**

東京支社は1月25日、総務部長名で「過半数代表者の選出について」という文書を発出しました。

特徴的なのは、

- ①立候補の自由であること
- ②客観性や公平性を担保する必要があること
- ③代表者選出に関する手続きについても、引き続き
会社の責任で行っていくこと が明記されています。



この間、東京地本は専門家のアドバイスなどをいただき「使用者の意向に基づき選出されたものではないこと＝会社側のやり方で有利に働くような方法で選挙をやるのであれば選挙自体無効である」ということを学んでいます。

昨年の代表者選挙では、多くの職場から「問題ではないか？」というような事象が起きていました。

例えば・・・

- ◆A職場では、立候補した社員に対して「立候補を取りやめるように区長・副区長から指導され辞退した」
- ◆B職場では、「特定の社員だけを集めて食事会が行われ、投票するように」と利益誘導が行われていた。
- ◆C職場では、お客さまの安全を守らなければならない乗務員室で、管理監督者に値する職場の管理者が「添乗指導という名で、特定の社員だけに一緒に乗務し、投票の依頼をやり続けていた」



労働者代表選挙は、労働基準法という法律に基づいて選出しなければならない重要な選挙です。選出される方は、労働者の目線に立ち、労働者の意見をまとめ提言していくという重要な役割を果たさなくてはなりません。



よって「会社から立候補して欲しいと言われた」など、会社側の意を汲んだ「名ばかり代表者」を選出してはいけません。